

相続税の生前対策のポイント ～会社経営に関わらない同族株主の場合～ その8

シリーズで、相続税の生前対策のポイントについて解説しています。今回は、会社経営に関わらない同族株主の場合の生前対策について、解説します。

相続財産のうちに自社株がある場合に、相続人がその会社の経営などに関わる予定がないときには、相続人にとっては自社株が原則的評価方式によって評価され多額の相続税の負担を強いられることは不幸なことです。そこで、生前に自社株の相続税評価額を配当還元価額によって相続することができるように議決権数を減らしておく対策が必要です。

【設例】

1. 被相続人 父
2. 相続人等 妻、長女、二女。なお、長女には子Aが、二女には子Bがいる。
3. 父の財産 甲社株式 2,500株
- ※ 甲社の発行済株式数 10,000株で父の兄が7,500株、父が2,500株所有。

原則的評価額 2万円、配当還元価額 500円

相続人等は、全員甲社の役員でなく今後も会社には関わることはない。

4. 生前対策
 - ① 父の兄又は父の兄の子へ甲社株式5株を生前に贈与又は譲渡しておく
 - ② 遺言書作成 甲社株式を妻、長女、二女、子A及び子Bへ499株ずつ相続又は遺贈するとしておく
5. 自社株の相続税評価額

妻、長女、二女、子A及び子Bが取得する甲社株式は、各相続人が取得した後の議決権割合が5%未満であり、中心的な同族株主でもなく役員でもないことから配当還元価額によって取得することができる。

● 中心的な同族株主の判定

	父の兄等	妻	長女	二女	子A	子B	合計	判定
	7,505	499	499	499	499	499	10,000	
父の兄	7,505	—	—	—	—	—	7,505	○
妻	—	499	499	499	499	499	2,495	×

※ 中心的な同族株主とは、課税時期において、同族株主の一人並びにその株主の配偶者・直系血族・兄弟姉妹及び一親等の姻族の有する株式の合計数が、その会社の議決権数の25%以上である場合におけるその株主をいいます。長女、二女、子A及び子Bも、妻と同様に判定され、中心的な同族株主に該当しません。

● 評価方式の判定

	同族株主	取得後の議決権5%判定	評価会社 中心的な同族株主	評価対象者	役員	評価方式の判定
妻	該当	5%未満	いる(父の兄)	該当しない	ではない	配当還元方式

長女、二女、子A及び子Bも、妻と同様に、取得後の議決権割合は5%未満で、かつ、中心的な同族株主に該当しないし、役員ではありません。そのため、配当還元方式によって評価されます。

(文責：山本和義)